

令和元年度 第9回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

令和元年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 令和元年11月28日(木) 午後4時00分～

場 所 ホテルグランフォーレ 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について

日程第9 議案第7号 耕作放棄地の非農地判断について

日程第10 議案第8号 非農地証明願について

日程第11 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

出席委員(14名)

2番 石川 有利

3番 星川 安徳

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

8番 武村 美枝子

10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子

11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

欠席農業委員(4名)

1番 大西 嘉一郎
14番 高橋 藤信

9番 妻鳥 和美
19番 石川 武将

出席農地利用最適化推進委員(20名)

1番 脇 純樹
3番 薦田 悦男
6番 合田 慎太郎
8番 鎌倉 静夫
10番 中泉 敏則
12番 高橋 功
15番 河村 一碩
20番 渡邊 繁
22番 村上 佳清
24番 高橋 祥志

2番 藤田 紘正
5番 高橋 忠明
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
11番 石川 修平
14番 三好 忠行
16番 合田 篤夫
21番 越智 寧
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(4名)

4番 森川 雅之
18番 真鍋 義孝

17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男

出席した職員

事務局長 篠原 敬三
係長 岡田 昇
係長 大西 かおり

次長 石川 考太
係長 合田 圭

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 委員の皆さん、こんにちは。今日は久しぶりの雨で急に寒くなってきました。年老いた体には本当に身にしみると感じております。そういった中今年も残り1ヶ月。1ヶ月经てば新年を迎えます。つい最近までは暑い、暑いと言いながら熱中症にかからないようにと申し上げておったわけですが、こう寒くなってきますと風邪をひかないように、インフルエンザにかからないようにと、そういう気候になってきました。今日は第9回の総会、そのあと情報交換会とゆっくりできると思いますので最後までご出席いただいたらと思います。

議 長 只今の出席委員数は、14名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の1番 大西嘉一郎委員、9番 妻鳥和美委員、14番 高橋藤信委員、19番 石川武将委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また農地利用最適化推進委員の4番 森川雅之委員、17番 鈴木一郎委員、18番 真鍋義孝委員、19番 加地照男委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、6番

篠原義尚委員、5番 押条和司朗委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号21番～22番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号97、金生町山田井の田1筆について、売買による所有権移転です。受人は経営規模を拡大するための申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号98、土居町入野の畑1筆について、農地である申請地と農地でない土地を交換するものです。受人は現在、農地法第3条第2項第5号に規定されている下限面積に達していない経営面積ですが、申請地を取得することにより要件を満たすこととなります。また農地法第3条第2項のその他の各号にも該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は果樹栽培を予定しています。受付番号99、土居町野田の田3筆について、売買による所有権移転です。受人は申請地に接する農地を所有しており、その農地と一体的に利用するための申請です。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号100、101、102は受人が同じですので、合わせて説明いたします。土居町野田の田3筆について、売買による所有権移転です。受人は近隣で耕作便利のために申請するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号103、土居町天満の畑1筆について、売買による所有権移転です。受人は近隣で耕作便利のため申請するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は野菜栽

培を予定しています。受付番号104、土居町天満の田2筆、受付番号105、土居町天満の田1筆について合わせて説明いたします。お互いの農地を交換することで、耕作が便利になるために申請したもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後はそれぞれ水稻の作付けを予定しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号97番

委 員 異議ありません。

議 長 98番

委 員 異議ありません。

議 長 99番

委 員 99番から102番まで異議ありません。

議 長 103番

委 員 異議ありません。

議 長 104番

委 員 異議ありません。

議 長 105番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

高橋 博委員 98番の農地と農地以外の土地の交換というのはできるので

すか。

合田係長 対価が発生しないということで、農地法第3条の許可があれば、農地以外の土地と交換ができます。等価交換ということで同じ評価額の土地を交換するということです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。受付番号8、上柏町の案件について申請地は11号バイパスに接しており交通の便も良く、住宅需要のある申請地に賃貸共同住宅を建築するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号8番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見についてご説明いたします。受付番号13、金生町下分の案件について、当初計画者、〇〇〇〇有限会社代表取締役、〇〇〇〇〇〇は分譲宅地6区画の目的で令和元年8月19日に許可を受けましたが、埋蔵文化財の試掘調査を行ったところ遺跡層が確認され、この遺跡層を保護するためには新たな工事方法の検討が必要となり、造成工事費用が大幅に増えることが発覚。十分な採算が確保できないと判断し、再販事業としての事業継続が困難となりました。継承者は現地隣地にて機械製作工場を営んでいますが、同敷地内において十分な事務所スペースが確保できずに苦慮しています。そこで工場にも近接しており、主要道路からも乗入れ可能な申請地に事務所建築するものです。申請地は農地のため議案第4号受付番号159の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号13番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。申請数は13件です。受付番号158 川之江町の案件について、受人は紙加工業を営んでいますが、ここ数年新卒採用等の雇用拡大を目指し会社の規模拡大を図っており、福利厚生を充実させるため社宅を建築できる場所を本社近辺で探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての社宅建築です。受人、〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号159、金生町下分の案件について、議案第3号受付番号13と関連していますが、受人は現在隣地にて機械製作工場を営んでいますが、同敷地内において十分な事務所スペースが確保できずに苦慮しています。そこで、工場にも近接しており、主要道路からも乗入れ可能な申請地を譲り受けての事務所建築です。受人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号160、金生町山田井の案件について、受人は土木工事業を営んでいますが、業務拡大に伴い既存の資材置場は手狭になり、作業用機械の設置運搬に支障を来しているため、申請地を譲り受けての資材置場・車両置場建設です。受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準と

もに合致しています。受付番号161、妻鳥町の案件について、受人は自動車販売業を営んでいますが、業績好調のため販売車両が年々増加しており、それに伴い車両の保管場所に苦慮しています。そのため、店舗に近接する利便性の良い申請地を借り受けての車両置場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号162、柴生町の案件について、受人は不動産の売買、仲介等を主にしていますが、業務拡大に伴い宅地の造成、建売住宅の建築及び販売、土木工事の請負等幅広く受けており、資材置場が必要なため、申請地を譲り受けての資材置場・露天駐車場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号163、下柏町の案件について、受人は現在賃貸マンションに居住していますが家族の増員により手狭なため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号164、中曽根町の案件について、受人は申請地の隣接地において共同住宅を所有していますが、現在、入居者の駐車場が不足しているため、申請地の3分の1の持分を譲り受けての貸駐車場建設です。受人、〇〇〇〇〇ほか1名。なお既に一部造成されており始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号165、中曽根町の案件について、受人は鉄筋土木工事業を営んでいますが、業務拡大に伴い資材を置く倉庫が早急に必要となったため、本社の近傍地で土地を探したところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての倉庫建築です。受人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号166、中曽根町の案件について、受人は現在賃貸マンション住まいであり、自己住宅の建築を考えていたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号167、中曽根町の案件について、受人は現在賃貸マンションに妻と子供3人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号168、土居町北野の案件について、受人は安定した収入を確保するために太陽光発電による売電事業を計画していましたが、太陽光発電施設に適した土地を所有していないため、土地を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号169、土居町土居の案件について、受人は現在借家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で

す。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号170、土居町津根の案件について、受人は両親が高齢となり今後の生活設計について考えていたところ、双方の利害が合致し、受人が居住している隣地に両親の住宅を建築するため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号158番

委 員 異議ありません。

議 長 159番

委 員 159番、160番異議ありません。

議 長 161番

委 員 異議ありません。

議 長 162番

委 員 異議ありません。

議 長 163番

委 員 異議ありません。

議 長 164番

委 員 164番から167番まで異議ありません。

議 長 168番

委 員 異議ありません。

議 長 169番

委 員 異議ありません。

議 長 170番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号97番～111番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号112番から114番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号97番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 98番

委 員 異議ありません。

議 長 99番

委 員 99番から101番異議ありません。

議 長 102番

委 員 異議ありません。

議 長 103番

委 員 103番から107番まで異議ありません。

議 長 108番

委 員 異議ありません。

議 長 109番

委 員 109番、110番、111番異議ありません。

議 長 受付番号112番から114番までの再設定について質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、農地台帳登載願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第6号、農地台帳登載願についてご説明いたします。受付番号8、中曽根町の畑1筆、受付番号9、川之江町余木の畑4筆について合わせて説明いたします。農地台帳登載願の受付後、事務局によりそれぞれ現地調査を行いました。両案件とも申請どおり果樹栽培の確認がとれております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号8番

委 員 異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農地台帳登載願について、原案のとおり農地台帳に登載することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、農地台帳に登載することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、耕作放棄地の非農地判断についてを議題

いたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第7号 耕作放棄地の非農地判断についてご説明いたします。別にお配りしております「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)判断について」をご覧ください。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき、令和元年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果等及び令和元年11月5日から11月8日までの非農地と判断すべき農地の確認等により、本市における「守るべき農地」の明確化と農地の適正な管理を行うため中山間地域を中心に、現に森林化の様相を呈する等、農業上の再生が困難なうえ周辺農地や住宅等に影響を及ぼすおそれのない荒廃農地について、非農地とすることについての判断を求めるものです。今回の非農地とすることについての判断を求める農地の一覧は、別紙「非農地リスト」のとおりであります。筆数は、田 41筆 13, 985平方メートル、畑 565筆 494, 398平方メートル。計606筆、面積は約51ヘクタールで、本年11月1日現在の農地総筆数の約1パーセント、総面積の約2パーセント弱となります。今回の農業委員会総会において、議決され非農地と判定されました土地については、12月上旬に所有者等に別紙「非農地通知」を送付します。このことにより、「非農地」と判定された土地については、今後は農地法の規制の対象外となりますので、農地台帳から削除するとともに、関係各機関(愛媛県、四国中央市、松山地方法務局四国中央支局)に対し、「非農地通知一覧表」により、農業委員会からその旨を通知いたします。また法務局からのお知らせとして別紙用紙を同封して通知いたします。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、耕作放棄地の非農地判断について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり決しました。

議 長 日程第10、議案第8号、非農地証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第8号、非農地証明願についてご説明いたします。受付番号8、土居町浦山の畑1筆について、耕作放棄により昭和50年頃より山林となっていました。よって、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、耕作不適、耕作不便等止むを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木等が繁茂した農地で農地への復旧が著しく困難なものと認められるためです。受付番号9、土居町藤原7番耕地の田1筆について、平成5年から平成10年にかけて愛媛県が実施した、藤原地区県営圃場整備事業及び県営緊急生産調整推進排水対策特別事業、藤原排水機場建設に関連して、旧土居町が平成15年2月26日に「農地災害防止対策施設用地」として前地権者より買収した農地であり、それ以降、構築物が建つことなく、藤原排水機場に詰まった雑草や雑木等の仮置き場として土地改良区藤原支部が使用していました。本来、土地取得時に行うべき地目変更の手続きがなされておらず、登記地目「田」という状況であり、農地法第3条第2項第2号において、原則、市は農地の所有権を得ることができないとされているにも関わらず、市が所有しているという状況であります。今回、隣接する企業より買収の申出があり、適正な地目、雑種地への登記を行うために「非農地証明」の申請がなされたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号8番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 9番

辻委員 もう田にできないので賛同します。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第8号、非農地証明願について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第8号は、非農地である証明をすることに決しました。

議 長 日程第11、議案第9号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。受付番号4、願出人は下柏町〇〇〇番地の〇〇〇〇さん57歳で、父である〇〇 〇さんが今年の4月14日に亡くなられ、相続税の納税猶予に関する適格者証明を受けるものです。被相続人の耕作面積は14,843平方メートルありますが、その内の4筆5,386平方メートルを相続税の猶予を受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号4番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第9号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第9号は、適格者である証明を
することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、
すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何か
ご意見等がありましたらお願いします。

押条委員 非農地判断についてですが、農業委員会として非農地と判断
した土地については農地台帳から除かれるが、本人が法務局へ
地目の変更届をせずにそのままにしておいた場合、どうなるのか。
確認ですが。

局 長 農業委員会としてはその土地が農地であるか否かの判断をする
ということが原則となっています。それ以降の地目の認定について
は法務局とも私ども協議をさせていただいた上で、地目認定につ
いては農業委員会は権限外ということで法務局が地目を認定する
ということで、その手続きについてのご案内を今回同封して送付
する予定であります。関係機関、土地改良区、市では税務課固定
資産税係とも内々の協議は済ましております。その中でも一番は
法務局での地目変更だと思っております。法務局とも内々の打ち
合わせは終わっております。地目の変更を本人がしなかった場合
には地目はかわりませんし、農業委員会に問い合わせがあっても

農地台帳には登載しておりませんので、証明や農地法の適用からはすべて外れることとなります。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。
これを持ちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(17:00)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川 省利

委 員

篠原 義尚

委 員

押条 和司朗